

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

(平成2年科学技術庁告示第7号)

改正後 (最終改正 平成15年12月25日 文部科学省告示第168号)	改正前 (最終改正 平成13年6月15日 文部科学省告示第107号)
<p>(金属製中型容器の基準)</p> <p>第18条の2 規則第18条の9第1項の文部科学大臣の定める基準は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和54年運輸省告示第549号)第25条の5第2項第1号で定めるもののうち、<u>容器等級が 又は の危険物を収納する金属製 IBC 容器の基準を適用するものとする。</u></p>	<p>(金属製中型容器の基準)</p> <p>第18条の2 規則第18条の9第1項の文部科学大臣の定める基準は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和54年運輸省告示第549号)第25条の5第2項第1号で定めるもののうち、<u>容器等級が 1 又は 2 の危険物を収納する金属製中型容器の基準を適用するものとする。</u></p>